

災害・感染症に係る看護職員確保事業  
令和8年度 災害支援ナース養成研修 実施要綱

## 1. 目的

災害支援ナース養成研修は、災害支援看護業務<sup>(※1)</sup>及び新興感染症支援看護業務<sup>(※2)</sup>に関する知識及び技能を修得すること

※1 災害支援看護業務とは、被災地の医療機関等に派遣されて実施する看護業務、救護所での診療及び避難所での巡回診療における看護業務、避難所の環境整備及び公衆衛生管理、被災者の心のケア等をいう。

※2 新興感染症支援看護業務とは、新興感染症が集中的に発生した医療機関等や新興感染症の感染拡大地域に所在する医療機関等に派遣されて実施する看護業務等をいう。

## 2. 実施主体

本研修は、日本看護協会が厚生労働省から受託した厚生労働省「災害・感染症に係る看護職員確保事業」の一環として実施するものである。

岡山県看護協会は、研修修了者のリスト化により今後の新興感染症及び災害発生に際して、都道府県において迅速に看護職員等の確保を図るため、日本看護協会から委託を受けて演習(集合研修)を実施するものである。

### 災害・感染症に係る看護職員確保事業

厚生労働省において、「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」)及び医療法改正により医療人材派遣等の調整の仕組みの整備を進め、災害と感染症に対応する看護職員の養成・派遣・確保を一体的な仕組みの下で行うため、災害・感染症に係る看護職員確保事業」が実施される。

## 3. 研修方法

- 1) オンデマンド研修 (日本看護協会のeラーニング配信による研修)
- 2) 集合研修 (講師、演習指導者による講義と演習)

## 4. 対象者

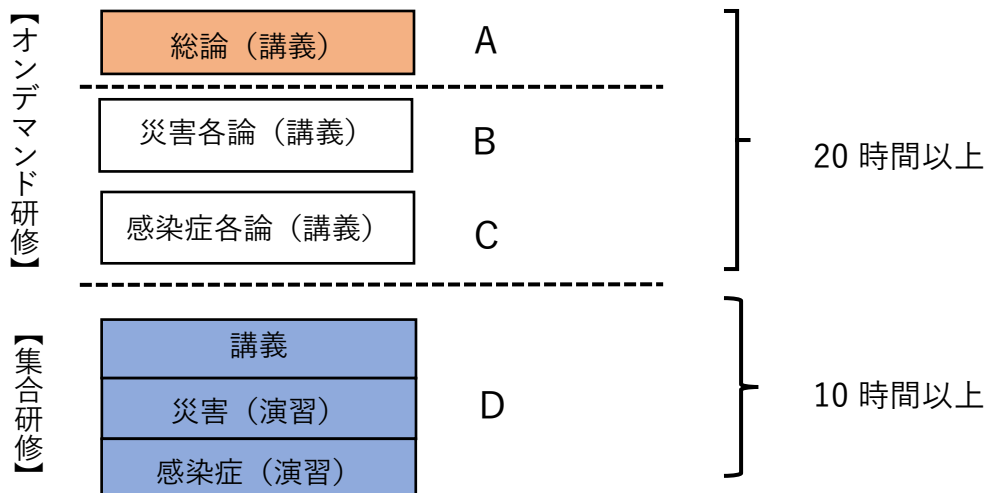
以下の条件をすべて満たす者

- ・災害及び新興感染症の発生時に他の医療機関等に派遣されて、災害支援看護業務及び新興感染症支援業務に従事することを目指す者
- ・厚生労働省への名簿の事前提出、都道府県行政への修了者リストの提供および「災害・感染症医療業務従事者」への登録、およびEMIS(広域災害救急医療情報システム)への登録に同意する者

注1 岡山県では制度上、災害時に「医療機関ではない施設に所属する看護師」および「所属施設がない看護師」は派遣対象外であるため、医療機関に所属する看護職が対象となる。

注2 2023年度以降に災害支援ナース養成研修を修了した者の再受講は不可(次は更新研修)

5. 研修の構成・時間数について



6. 各研修の開催予定と定員について

年度内に全プログラムを修了すること

(年度をまたいでの受講や一部プログラムのみ受講は不可)

1) オンデマンド研修 (図A～C)

日本看護協会提供のオンデマンド研修を受講

受講期間 9月中旬～10月末日 (詳細は受講決定時に通知)

※ 期間中に必ず受講証明書を発行しておくこと

※ 修了日および証明書発行日が期限を過ぎた場合は、集合研修を受講できない

2) 集合研修 (演習・図D)

日 時 11月10日(火)、11月11日(水) 9:30～16:30

3) 定員: 50名

4) 会場: 岡山県看護会館

## 7. 申し込みについて

1) 申込期間 7月1日(水)～7月15日(水) 必着

2) 受講料 無料

### 3) 申込方法

「災害支援ナース養成研修受講申込書」(様式1)の必要事項を受講者が各自記入し、看護管理者または責任者が取りまとめて「令和8年度災害支援ナース養成研修受講申込書(管理者用)」(様式2)を添え、岡山県看護協会あてに郵送で申し込む。複数人で申し込む場合は、優先順位を明記してください。(所属施設および本人の看護協会への登録の有無に関わらない)

※ 様式1および様式2は、岡山県看護協会ホームページからダウンロード可能。

## 8. その他

1) 申込締切後は事務局で調整を行い、8月中旬までに受講の可否を看護管理者あてに送付する。併せて受講決定者には、受講票と連絡事項を送付する。

2) 受講決定時にオンデマンド研修受講およびE-MIS登録用の個人情報(個人の電話番号とメールアドレス)を収集する。

3) オンデマンド研修受講用のIDとパスワードは、受講開始日までに受講生の個別メールアドレスあてに送信する。

・IDの共有は不可。必ず1人につき1つのメールアドレスを用意すること。

## 9. 申込先・問合せ先

公益社団法人岡山県看護協会 災害支援ナース養成研修担当

〒700-0805 岡山市北区兵団4番31号

TEL: 086-226-3638 FAX: 086-226-1157

メール: [mail@nurse.okayama.okayama.jp](mailto:mail@nurse.okayama.okayama.jp) (代表)



### 【災害支援ナース特設サイト】

日本看護協会による、災害支援ナースの仕組みや関連の法令、活動内容などをわかりやすくまとめたサイトです。

ご活用ください。

<https://www.nurse.or.jp/nursing/kikikanri/saigai/>

## 岡山県における災害支援ナースの派遣に関する協定

岡山県知事（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、災害支援ナースの派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害医療又は感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業（災害・感染症医療確保事業）を実施するため必要な研修の課程を修了した看護職員が速やかに出動し、看護活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、人々の生命や健康を守ることを目的とする。

### （派遣要請等）

第2条 甲は、岡山県災害支援ナースの派遣に関する実施要領等に基づき、地震、台風等の大規模自然災害や新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、災害支援ナースの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに災害支援ナースを派遣するものとする。

### （派遣先）

第3条 乙が派遣する災害支援ナースは、岡山県内において看護活動を行うことを原則とする。

2 甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第4条に定める看護活動を行うことができる。

### （災害支援ナースの活動）

第4条 乙が派遣する災害支援ナースが行う業務は岡山県災害支援ナースの派遣に関する実施要領等に定めるものとする。

### （指揮系統等）

第5条 乙が派遣した災害支援ナースに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 災害支援ナースが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県の災害支援ナース受入に係る体制の中で活動するものとする。

### （身分）

第6条 乙が派遣する災害支援ナースは、原則として派遣元である乙の職員として看護活動に従事する。

### （協定の実施状況等の報告）

第7条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

(平時における準備)

第8条 乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、災害支援ナースの資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

(費用負担等)

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第4条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一 乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

2 (被災した)市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して災害支援ナースの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

(災害救助法適用時の費用負担)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した災害支援ナースが、災害救助法(昭和22年法律第118号)第7条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第18条第2項及び災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第5条に定めるところにより費用を負担する。

(損害補償)

第11条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第4条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースの看護活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。

(定めのない事項等)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(当該協定変更に関する事項)

第13条 この協定の定める事項に変更が生じた際、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第 15 条 甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。

(感染症法に規定する医療措置協定との関係)

第 16 条 甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として災害支援ナースの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号  
岡山県  
岡山県知事 伊原木 隆太

乙

災害・感染症に係る看護職員等確保事業  
災害支援ナース養成研修

研修目的	<p>1. 災害・感染症等に関する基礎知識・技術を習得する。</p> <p>2. 派遣の概要を理解し、研修修了者として実際の派遣時に対応できる技能を習得する。</p> <p><b>【災害】</b></p> <p>1. 看護職として必要な災害医療と看護の基礎知識を習得する。</p> <p>2. 災害時の看護職の役割と活動の実際を理解する。</p> <p>3. 看護職として、被災地や被災者に対して有効に機能できる技能を習得する。</p> <p>4. 災害時に看護職として他者と協働するための知識・技術を習得する。</p> <p><b>【感染症】</b></p> <p>1. 新興・再興感染症に関する基礎的知識を習得する。</p> <p>2. 新興・再興感染症患者に対応できる知識・技術を習得する。</p> <p>3. 酸素療法、集中治療管理に関する基本知識を習得する。</p> <p>4. 災害時の感染症対策に関する基本知識を習得する。</p>
対 象	<p>災害・感染症に係る派遣対応看護職員を目指す者で、都道府県行政への情報提供および「災害・感染症医療業務従事者」への登録に同意する者</p> <p>※所属の医療機関において、災害支援ナースとして配置される予定の者を優先</p>
研修時間	<p>6 日間</p> <p>講義（オンデマンド）：総論 120 分／災害各論 540 分／感染症各論 540 分</p> <p>演習（集合研修）：講義 60 分／災害 270 分／感染症 270 分</p>

講義（オンデマンド）【2025 年制作】 ※ 講師の所属・職位は収録時点のもの

章	単元／主な内容	講師（所属等）※敬称略	視聴時間
1	<p><b>【総論】</b></p> <p>災害・感染症に係る派遣の対応</p>	公益社団法人 日本看護協会	120 分
2	<p><b>【各論（災害）】</b></p> <p>災害医療の基礎知識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害とは</li> <li>・わが国の災害医療体制</li> </ul>	小井土 雄一 (国立健康危機管理研究機構 危機管理・運営局 DMAT 事務局)	180 分
3	<p>災害時に求められる看護支援活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害看護とは</li> <li>・災害時保健医療福祉活動における看護</li> <li>・災害の場に応じた看護支援活動</li> <li>・災害時要配慮者の特徴と看護</li> </ul>	石井 美恵子 (国際医療福祉大学大学院)	150 分
4	<p>災害時の心理的变化とこころのケア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者に生じやすい心理的問題</li> <li>・被災者に接する際の基本的留意点</li> <li>・わが国の災害精神医療体制（DPAT 含む）</li> <li>・支援者の惨事ストレスとケア（事例含む）</li> </ul>	河嶌 譲 (公益社団法人 日本精神科病院協会 DPAT 事務局 顧問)	110 分

章	単元／主な内容	講師（所属等）※敬称略	視聴時間
5	災害時の看護職の活動事例 ・派遣された看護職の活動事例 ・活動場所で直面する様々な状況	岡崎 敦子 （独立行政法人国立病院機構東京医療センター 災害看護専門看護師）	60分
6	広域災害・救急医療情報システム（EMIS）について ・EMISとは ・外部連携システム ・操作方法（活動時／登録時）	厚生労働省	40分
—	災害 確認テスト	10問	—
7	【各論（感染症）】 新興・再興感染症の基礎知識 ・新興・再興感染症／パンデミック ・新興・再興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保	大曲 貴夫 （国立国際医療研究センター国際感染症センター長・感染症内科医長）	60分
8	新興・再興感染症の基礎知識 1）感染拡大・重症化を防ぐ技術の提供に必要な知識 ・標準予防策（手指衛生・PPE（個人防護具）の種類や着脱等） ・経路別予防策（隔離・ゾーニング） ・環境整備・廃棄物・寝具・食器・汚染機材の取扱い 2）院内感染発生時の初期対応・クラスター発生予防の対策	美島 路恵 （東京慈恵会医科大学附属病院・感染対策部 感染管理認定看護師）	60分
9	災害支援ナースが知っておきたい感染症	具芳名 （東京科学大学大学院医歯学総合研究科 統合臨床感染症学分野 教授）	60分
10	呼吸器感染症患者の看護（軽～中等症） 1）重症化予防のための患者評価と対応① ・緊急性の判断と急変対応 ・重症化予防 ・異常の早期発見 ・患者家族への精神的ケア ・医療機関と在宅・宿泊療養での対応の特徴	桑村 直樹 （医療法人湊仁会 手稲湊仁会病院看護部 副看護部長／クリティカルケア特定認定看護師）	60分
	2）重症化予防のための患者評価と対応（軽～中等症）② ・酸素療法 ・呼吸理学療法 ・体力の消耗を最小限にするための患者への生活指導	有田 孝 （一般社団法人平成紫川会 小倉記念病院 集中ケア認定看護師）	60分
11	3）患者家族への精神的なケア ・隔離による不安、意思決定支援、看取り 等	立野 淳子 （小倉記念病院看護部 ク	60分

		オリティマネジメント科 科長 急性・重症患者看護 専門看護師)	
12	災害時の感染症対策 1) 避難所で問題となる感染症	森下 幸子 (地方独立行政法人 奈良 県立病院機構奈良県総合医 療センター 看護副部長兼 感染対策室副室長 感染管 理認定看護師)	60分
13	2) 避難所等における感染拡大防止の実際① ・トイレの清掃方法 ・環境整備 ・食中毒防止のための食品管理 ・嘔吐物、下痢の処理	佐藤 真由美 (自衛隊札幌病院 医療安 全評価官付院内感染対策幹 部感染管理特定認定看護 師)	60分
	3) 避難所における感染症発生時の対策②-事例を通して- ・経路別予防策(隔離、トイレや手洗い場等の検討)	浅利 菜穂子 (国立健康危機管理研究機 構 国立国際医療センター 看護師長 感染管理認定看 護師)	60分
	感染症 確認テスト	10問	

災害・感染症に係る看護職員確保事業 災害支援ナース養成研修

【演習1日目（災害）】災害時の看護職の活動の実際

時間	単元／主な学習内容	講師、演習指導者
9：30 (5分)	全体オリエンテーション	
9：35 (60分)	1. 【講義】岡山県における災害・感染症にかかる派遣時の看護支援活動 ・岡山県の災害・感染症に係る派遣・医療提供体制の状況や対策（派遣の仕組み・登録含む）  ・岡山県看護協会における災害・感染症に係る派遣時の看護支援活動	高桑 友美 (岡山県保健医療部医療政策課)  岡山県看護協会担当役員
10：35 (5分)	演習指導者紹介 演習に関する注意事項	
10：40 (50分)	2. 災害時の看護職の活動の実際 1) 【演習1】派遣決定から出発までの準備 情報収集の内容と手段、派遣要請時の職場や家庭の調整 派遣に係る確認事項と準備、携行品	【演習指導者】 田村 幸二 (心臓病センター榊原病院) 大村 正行 (薬師寺慈恵病院)
11：30 (10分)	休憩	柳田 大輔 (倉敷成人病センター)
11：40 (60分)	2) 【演習2】災害医療対応の原則 支援者としての心構え、災害医療対応の原則 活動場所の違いによる活動の特徴（医療機関、避難所）	岩元 美紀 (岡山市立市民病院) 藤井 絵美 (岡山市立市民病院)
12：40 (60分)	昼休憩	
13：40 (50分)	3) 方針に沿った活動 【演習3】発災後3日目に避難所に派遣された場合 活動方針の考え方、受診等が必要な場合の対応	【司会・運営】 健康危機対策支援委員
14：30 (50分)	【演習4】発災後1週間目に避難所に派遣された場合 他職種、他機関との連携、新たな活動を依頼された場合の対応	
15：20 (10分)	休憩	
15：30 (50分)	【演習5】発災後1か月目に避難所に派遣された場合 活動終了に向けて行うこと、報告と記録、期間後に行うこと	
16：20 (10分)	まとめ、事務連絡等	
16：30	1日目終了	

※ 研修の進捗等により時間は前後することがありますので、指導者および委員の指示に従ってください。

災害・感染症に係る看護職員確保事業 災害支援ナース養成研修

【演習2日目（感染症）】

時間	単元／主な学習内容	講師、演習指導者
9：30 (5分)	連絡事項、演習に関する注意事項 演習指導者紹介	健康危機対策支援委員 演習指導者
9：35 (50分)	1. 感染拡大時の感染症対策 1) 感染拡大・重症化の予防 ゾーニングの考え方や留意点を学ぶ	演習指導者 柳田 大輔 (倉敷成人病センター) 大村 正行 (薬師寺慈恵病院)
10：25 (40分)	2) ケア実施における感染対策 必要な個人防護具の選択を学ぶ ケア中の感染リスクを学ぶ	岩元 美紀 (岡山市立市民病院) 田村 幸二 (心臓病センター榊原病院)
11：05 (10分)	休憩	友野 良美 (岡山済生会外来センター病院)
11：15 (40分)	3) 派遣スタッフとの連携による医療提供 派遣時の心構えや派遣先での適切な行動を学ぶ	
11：55	昼休憩 (60分)	
12：55 (30分)	災害時の感染症対策 1) 多職種との連携 避難所で活動している多種多様な人々との連携を学ぶ	
13：25 (55分)	2) 感染症拡大の予防 避難所での感染拡大予防を学ぶ① ・トイレの清掃方法、医療職以外の人への指導 ・嘔吐物・下痢の処理、医療職以外の人への指導	
14：20 (10分)	休憩	
14：30 (45分)	避難所での感染拡大予防を学ぶ② ・インフルエンザ、発熱者等、体調不良者がいる場合の避難所レイアウト	
15：15 (10分)	まとめ	演習指導者
15：25	事務連絡等 2日間のまとめ、アンケート等記載、修了証配布、その他連絡事項	看護協会

※ 研修の進捗により、時間は前後することがあります。